

第七十一回 参議院 商工委員会 會議録 第十四号

昭和四十八年六月二十六日(火曜日)

午前十時十七分開会

委員の異動

六月二十一日

片山 正英君

六月二十六日

林田悠紀夫君

補欠選任

上田 稔君

林田悠紀夫君

補欠選任

佐田 一郎君

若林 正武君

藤井 恒男君

大谷藤之助君

川上 為治君

林田悠紀夫君

細川 護昭君

安田 隆明君

大矢 正君

林 虎雄君

中尾 辰義君

須藤 五郎君

中會根康弘君

通商産業大臣

政府委員

通商産業省貿易

振興局長

中小企業庁長官

中小企業庁次長

中小企業庁計画

部長

原山 義史君

増田 実君

清君

森口 八郎君

義史君

事務局側

常任委員会専門

員

菊地 拓君

通商産業省企業

局企業調査課長

黒田 明雄君

説明員

本日の会議に付した案件

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に

対する臨時措置に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) たいまから商工委員会

を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

去る二十一日、片山正英君が委員を辞任され、

その補欠として林田悠紀夫君が選任されました。

○委員長(佐田一郎君) 中小企業信用保険法の一部

を改正する法律案及び国際経済上の調整措置の

実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法

律の一部を改正する法律案を一括して議題といた

します。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○林虎雄君 大臣にまず第一にお聞きしたいと思

います。

最近では物価がだいぶ上昇して、インフレ傾向が

濃厚になってきておるわけですが、国際

通貨にこれを見ると、例のIMF、ブレトン・

ウッズ体制からスミソニアン体制、協定といま

すか、になりまして、さらに変動相場制へとこと

し二月から入ったわけでありまして、目まぐるし

く国際通貨の変化というものがあらわれてまいり

まして、自由世界はおしなべて物価高とインフレ

に悩まされている、これが現状であろうと思いま

すが、このことは現在の社会経済体制の行き詰ま

りを象徴しているようにも思われるのでありま

す。自由世界と共産圏の経済、それに先進諸国と

発展途上国との大きなギャップというものが入り

組んでおるわけでありまして、この混乱はいまま

での経済的な好況、不況というような循環的なも

のでなくして、むしろ一つの世界の大きな転機と

いうふうにも思われるのでありますが、言いかえる

ならば、現在の社会経済体制がこのままではどう

なるものではないのか、一つの転機に立って

おるのではないのか、こういうふうにも思われるの

であります、大臣の御所見をお聞きしたいと思

います。

○國務大臣(中會根康弘君) 最近、世界経済が一

つの転機に來つたところという点は、私も同感で

ございます。

戦後、国際経済の中で非常に大きな力を占めて

いたアメリカのドルの力が弱まってまいりまし

て、ドルとアメリカの保有の金を背景にしていた

ブレトン・ウッズ体制が次第に変化いたしました

まして、先般来、通貨のいろいろな改革に発展いた

しまして、ドルと金の切斷あるいはドルの何回かに

わたる切り下げ、そういう現象が行なわれたこと

です。それでもまだドルの弱体化がやまないうで、

今度は変動相場制というふうに変化してまいりま

して、アメリカの持つておった金と、それからドル

の力を背景にしていた体制はほとんどくずれ

去って、新しい体系を構築している時代に入つた

と思ひます。

それで、現在変動相場制をとつておるというこ

とは、ある程度長く続くであろうという気がいた

します。それは一面においては、何と申します

か、並行現象といえますが、世界的にヨーロッパ

や、特に西ドイツあるいは日本経済というものが

隆起してまいりまして、そして貿易のバランスが

著しくこれで変わってきた。それから東西貿易が

また非常に伸展をしてきた。今回のニクソン・ブ

レネフ会議等を見ましても、画期的な雪解けに

また前進しつつあると思ひます。このいう東西貿

易の画期的な前進という面も含めて、世界経済は

非常に大きな変化を遂げつつあると思ひます。そ

れがどういふ方向に動くであろうかということ

は、まだにわかに予断しがたいものがあります。

一面においては、自由世界の内部におきまして

そういう幾つかのブロッケ化と申しますか、ある

意味においては極が出現しつつあります。ECと

か日本とか、あるいはLDC諸国の結束した力と

か、そういうものが出てきておると同時に、また

一面においては、共産圏の内部におきましても、自

由世界と交流を促進するという方向に内面的変化

が起きつつあって、共産圏の内部における何とい

いますか、クローズドシステムといものがオー

プンシステムの方角に微妙な変化を遂げつつあつ

て、東西間における資本の交流、移動という面が

著しく進みつつある現状であると思ひます。

そういう面から、新しい政治的な考慮をもとに

した世界の体系が水平線上にあらわれつつあるよ

うな気がいたします。いままでの冷戦構造に基づ

く東西というところで割り切つたような考え方か

ら、各地域地域における主体性を發揮した、その

上に立つた世界連合的な方向に世界の情勢が動き

つつあるように思ひますが、そういう傾向に沿つ

て国際経済も影響を受けつつ、再編成あるいは新

しい水準の模索という方向に動きつつあるのでは

あると思ひます。その間において顕著なことは、

大体、自由世界において高物価に悩んできている

ということが最近顕著に出てきたと思ひます。

これは、一つは世界的な食糧問題、それから第

二は石油の不足、それから第三は自由世界におけ

る賃上げ、こういうような現象が自由世界の先進

工業国の中に起りつつありまして、それがかない普遍的なインフレの経済に推移して、これが対策に各国とも苦慮しておる。公定歩合を見ましても、イギリスが八%、ドイツが七%、アメリカが六・五%、日本が五・五%と、高金利時代に入りつつありますけれども、これらもこの世界的なインフレを克服する努力の一つであると思ひますが、これにスタグフレーションという新しい現象も出てきて、いままでの経済学では処理し切れないような複雑な政治社会的経済というものが出現しつつあるように思ひます。

そういうような新しい要素をいかに踏まえて経済秩序をつくっていくかといふことは、日本も、国際協調を中心にして安定的な世界経済体制をつくり出すことに協力していかなければならぬと思っております。

○林虎雄君 いまの問題ですが、わが国としても従来の自由競争、自由放任経済といふか、このままにしておけばもう収拾つかない状態になるのではなからうかと思ひます。一方、御承知のように、大企業あるいは総合大商社の膨大な利潤というものは、物価高にあえぐ一般の消費者との対比というものがこれは非常に著しくなっておりますが、これを大企業はどのようにおとりになっておりますか。

ある証券会社の最近の調査によりますと、東京証券取引所の第一部、第二部に上場されております、年一回の決算の会社を除く五百四十一社で、この三ヶ月に昨年の九月期に比べてその利益が経常で三・四%、税引きのあとで二・六%三八と、大幅に増益となつておるものであります。大企業といふものがいかに膨大な利潤をあげておるかといふことがうかがわれるのであります。円切り上げショックなんというものは、全然痛痒を感じていないかのような決算のあり方でありまして、中でも大手総合商社あるいは鉄鋼、木材、セメント、繊維業界等が特に著しく利潤をあげておると発表されておるわけでありまして、とりわけ、毎日

のように新聞に報道されております大手総合商社のどんらんなかさぶりというものと、物価高にあえぐこの大衆の間の感情的なものも、非常に大きくなつてきております。このまま放置すればたいへんな社会問題になる。いや、実際はもうなつておるわけでありまして、政府は、この物価問題に對して積極的に取り組む姿勢をとつておることはよくわかりますが、しかしまた、政府みずから国鉄の運賃であるとか、電力料金をはじめ引き上げをしようとしておるようなこととこの物価対策とは、非常に矛盾しておるような感じがいたします。

物価問題というものは、国内だけで解決できない、いろいろ国際経済とからんでおりますから、なかなかこの対策というものの簡単な処方せんは出ずことは困難であろうといふことは想像されましても、また、通産省だけではどうすることもできないこれは大きな国をあげての取り組みなければならぬ問題だと思ひます。

私の伺いたい要点は、このような物価高、インフレ状況を安定させるためには、いまもお話のありましたように、従来の自由競争それ自体にかなり大きなメスを入れなければならぬのではないか。現在でも食糧法とかその他若干自由経済とは少し違つた、何といひますか、統制的なものもありましても、全体、特に大企業、総合大商社などに対する対策といひますか、物価高の原因となつておるもの、さういふものに対する現在の資本主義経済の自由競争的なものに対して、ある程度の計画的といひますか、統制的といひますか、規制をしなければならぬ面があるのではないかと、これが現在迫つておる日本の経済の物価安定、インフレ抑制の一つの方途ではないかといふふうに考へるわけでありまして、現在の自由経済に對してある程度の規制を持つということに對する大臣の御所見を承りたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) 結論的に申し上げますと、自由を基調としつつ必要な面においてはある程度の規制を加えなければいけない、そのよ

うに思ひます。われわれのはこの考え方といひましては、やはり自由という基調をあくまで守る必要がある、それは目に見えないところにおいて非常に調整作用が自動的に行なわれておつて、もしその点まで手を加えるとすると、一歩万歩を呼んで統制をクモの巣のように張りめぐらさざるを得ない情勢になつて、それはまた逆の面で非常な非効率を惹起するといふ危険性があると思ひます。でございまして、しかし、自由が乱用されたり、あるいは自由が放任され過ぎていくために、非常な社会的摩擦や経済的不合理を生ずる面も最近はおもひつておるわけで、そういう意味におい

て、売り惜しみ買ひだめ規制に関する法律の提案も申し上げておるようなわけでございまして、そのほか一面に公害問題も出てまいりまして、そういう面からも自由を規制するといふ要請が時代的にも非常に強くなつてまいりました。国民生活の安定それから国民の公平な福祉という面からの規制と、もう一つは公害方面からの規制と両方相まって、生産活動あるいは商業活動に対するある程度の規制をやはり考へなければならぬといふ要素は、確かに御指摘のとおりであると思つております。しかし、それはあくまで基本的な自由の基調を侵すものであつてはならない、そのように私たちは考へております。

もう一つは、いままでは大体マネーフロー、貨幣の流通面だけを考へて国民経済の運営をやつたきらいがございまして、こういう時代になりますと、昔の物動あるいは物資調整、さういふ面を国政運用の基本に強く考へていかなければならぬ時代に入つてきたように思ひます。セメントとか鋼材とか木材とかあらゆる物資の需給関係といふものは、国民生活を非常に支配してきておりまして、単に金の流通だけでは解決できない、さういふ物の流通や物の生産、需給関係を見ながら経済を運用していかなければならない。その可能性を見きわめつつ通貨の量や金の問題についても考へていく必要がある。

考へていく必要がある。

そういうふうな発想を最近私持つておりまして、そういう面でも通産省にもいろいろ検討を加えさせておるところでございまして。これも最近の世界経済情勢に對するための国民経済の運営として、新しいファクターとして取り上げなければならぬといふところでございまして、ここにやはりある意味における計画性が出てきつたと思つております。さういふような物の面における調整、あるいは国際経済面からする調整、それから国民経済や国民生活あるいは公害問題からくる調整、さういふような諸般の複雑なものがいまかみ合はつて国民経済を運用しなければならぬ新しい時代に入りつつあると思ひまして、さういふ点をよく配慮しながらわれわれは通産行政を進めていきたいと思つております。

○林虎雄君 この問題は、それ以上大臣にお伺ひいたしましたかと思ひます。省略いたしましても、通産省は何といひましてもわが国の産業、それから中小企業等に対する窓口の所管でありまして、今後消費者生活の安定という問題あるいは物価、インフレ、さういふ問題に對して積極的に取り組んで、特に大臣に御努力を期待をいたしたいと思ひます。

二つの法案が提案されておりますが、最初に、国際経済上の調整に伴う中小企業措置法関係を中小企業庁その他に承りたいと思ひます。

いま大臣にもちよつと申し上げましたように、二度にわたる円の切り上げを受けて輸出関係中小企業が大きな転機に立たされておる、さういふふうに思われるわけでありまして、今回のドル対策も、結局のところ一時しのぎのための救済対策であつて、長期的ビジョンを持った中小企業政策のあり方が今後問われるのではないだろうか。今後の中小企業政策のあり方について、中小企業政策審議会は昨年八月に、「七〇年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向について」という意見具申をしており、この中で、中小企業についてもこれからは知識集約化を進める必要性が説かれておりますが、輸出関係中小企業について考へ

た場合、それとあわせて国際分業のあり方が大きな問題となると思われるのであります。

国際分業という大きな流れに立って言えば、円の切り上げを受け、あるいは発展途上国からの追い上げによって輸出が非常に困難になっているような軽工業を中心とする業種については、あるものについてはむしろこれを機会に積極的に撤退作戦をとって、そういう業種を発展途上国に譲っていくという態度が必要ではなからうかというふうにも思われるわけでありまして、いま非常に言いにくいことではあります。そういうふうにしていかねければならぬ必要に迫られておるのではないかとこのように思っています。しかし一方では、繊維などに見られますように、いかに状況が困難であつても、国策としてその産業を守り抜いていかなければならぬという考え方もあります。

こうした国際分業のあり方をめぐつての問題について通産省の考え方はどうなのか、それを含めて今後の輸出関係中小企業対策の長期的ビジョンというふうなものを伺いたいと思ひます。

○政府委員(莊清吉) 輸出中小企業に對します長期のビジョンと申しますのは、ただいま先生からお話しがございましたような方向であらうと私も思います。特に重要な点は、中政審の答申にもございますように、いわゆる急速かつ全般的な国際化に對して、中小企業をどう積極的に対応させたらよいかという点であらうと存じます。このために、いまお話しもございましたけれども、極端に労働集約性の強い、生産性向上の非常に困難な分野というものにつきましては、国の適切な助成策のもとに、輸出産地についても徐々に転換を進めていくということが必要でございます。このために中小企業事業団からの無利子融資等の措置を現在とりつつありますし、今回の円フロートで、特に労働集約性が高く影響の激しい約四十の産地につきましては、今後の向かうべきビジョンを業界にも示してみたいという意味で、現在、中小企業庁と県と協力いたしまして、個別に緊急の産地

診断を行なつておるという状況にございます。

この診断に基づきまして、個別にそれぞれの産地の今後のあり方というものを指導してまいる所存でございますが、私どもその場合に考えますところは、ある産地がございまして、それは全体を全く無関係なほうに転換すると、あるいは後進諸國に譲つてしまわなければいけないというふうな考え方は実はいたしておりません。労働集約性の高いような商品でございまして、さらに技術の研究をするとか、デザインの開発、研究をする、それに対する助成を強化していくというふうなことによりまして、輸出の面におきましても後進諸國とわが國との間で一種の分業関係、わが國はより程度の高い品物をつくっていく、新商品をつくる、あるいは高級化する、あるいは市場を新規に開拓するといふような方向で対応していくことが可能でございます。そういう点も含めまして、産地に對しても今後指導をいたしたいと思つております。

また、積極的な面といたしまして、中政審の答申にもございますけれども、わが國のすぐれた従来の技術の蓄積というものは、後進諸國、発展途上諸國からも実は要請されておりますので、海外にこれらの中小企業が場を移しまして、いわゆる海外進出の形によりまして、LDC諸國に恵まれておる豊富な労働力というものを活用した形で、世界の産業としてまた新しく伸びていってもらうというふうなことも、わが國産業政策のみならず、LDC諸國に對する経済協力という意味でも非常に重要性を帯びてきておると、かように考えております。この面につきましても若干の施策は講じつつございますが、まだ至つて不十分でございます。来年以降、こういう面につきましても一段と施策を強化いたしたい、かように考えております。

○林虎雄君 円のフロート及びドルの切り下げによりまして、円は實質的に一六ないし一七%の切り上げとなつて、関係中小企業には少なからぬ影響を与えておるわけでありまして、しかし、いまフ

ロートしている円は、いずれは一定の切り上げ幅をもつて固定相場という方向になるのではないかとと思ひますが、政府は、この來たるべき円の切り上げをできるだけ小幅に押えるために輸出の規制、あるいは輸入の拡大政策をとつておりますけれども、中小企業対策の立場から見て、一体どの程度の切り上げ幅が許容できるかというふうな考へておられるかどうか、また、さきの円のドル對策は何%の幅を想定して実施してきたか、いわゆるフロートですね、実施してきたかという点を承りたい。特に最近、変動相場制でありますから、毎日のように目まぐるしく相場が変わつております。

私、ちよつとこの間ソ連へ行つてまいりましたけれども、ドルに取りかえて少し持つて行きました。十四日です。十四日にドルは二百六十八円であつて、二十三日に帰つてきて銀行で円にかえたら、二百六十二円というふうにもうわずかに一週間の間に六円ぐらゐの幅が動いております。そういう現実を見て、中小企業の輸出関連の中小企業というものが、変動相場制で非常に悩んでいるということがわかるわけでありまして、いまお聞きしたいように、将来のあるべき、中小企業がやつていける、許容されるというふうな考えを値上げ幅というものはどの程度を予想しておるか、御意見をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(莊清吉) たいへんむづかしい御質問でございます。私どもの立場からどの程度御答へできまするか恐縮でございますけれども、振り返つてみますと、この今回のフロート制に移行する直前でございまして、三百一十円というスミソニアンレートが一番円高のところにと張りついておつたわけでございます。それが現在では大体二百六十四、五円というふうなところで、直物がやや安定した状態を示しておるかと思ひます。ただ、國際的に全部フロートになつておりますので、世界の經濟動向あるいはヨーロッパの通貨情勢といふふうなものも大きく円相場に――円とドルとの相對的な力關係に變動を及ぼ

すわけでございます。何とも先のことはフロートの長期化予想といふことも伴ひまして、ちよつとこの場で私の立場から、どれくらいで落ちつくであらうかといふことは、実はお答えをまことにしかねるわけでございますが、昨今、フロートの影響もあり、また、輸入拡大等への努力もございまして、わが國の對米貿易収支なども、一時的な非常な失調からややバランスのとれた形に急速に向かいつつございます。わが國の國際収支全体も、次第に落ちつきを見せつつあるといふような大きな変化もございまして、為替の先物相場の動き等見ております。まあ私も中小企業に責任を持つております立場で、たいへん気にしておるわけでございますが、いつとき言われましたように、二百五十円ぐらゐですと落ちるのではないかといふふうな不安を、中小企業者も私も正直言つて非常に持つたのでございまして、そういう状態にはならずに済むのではないかと、また、ならずに済ませなければならぬ、かように実は考えております。

今回のドル對策では、それじや幾らぐらゐの直物相場を前提に對策を講じたのかといふお尋ねでございますが、二百六十円前後といふところを念頭に置きまして、それに必要な認められる緊急融資等を実施したのでございます。若干補足して説明申し上げますと、二月にフロートに移つた直後、私どもは全國約百のおもな中小企業輸出産地について、輸出がどれぐらゐ前年度より減るかという緊急調査をいたしました。が、大体その場合に、二百六十五円ぐらゐだと二五%程度減るだらうと、二百六十円ぐらゐになると三割程度減るのではないかと見通しがあつたわけでございます。幸いにその後、輸出成約の状況はそれほど大幅な落ち込みがないような形で、徐々に盛り返しつゝあるわけでございますけれども、二百六十円ないし二百六十五円といふふうな為替のレートが次第に固まりつつありますので、現在のドル對策、緊急融資等はおおむね現在水準程度の為替の直物相場といふものに見合つ

た対策である、かように御了解いただいてけつこうだと思ひます。これが不幸にして、二百五十円台にどんどん下がってしまつてしまつたというふうなことがかりに将来起こりました場合は、私もまたはまた観点を變え、さらに一段と強力な緊急対策というものをぜひ講じなくてはならない。しかし、そういうふうにならないようにひとつ経済全体の運営というものをぜひひとついていただきたい、かように念願しておる次第でございます。

○林虎雄君 今度のいわゆるドル・ショックによりまして、中小企業への影響について通産省はいままで調査をしてきておると思ひますが、現在のところどのような影響が出てゐるか、御説明を願ひたいと思ひます。また同時に、前回のドル・ショックの場合と比べて今回はどんな特徴があるか、その二点をひとつ。

○政府委員(莊清君) 第二次ドル・ショック以降、約百の主要輸出産地につきまして、毎月末で輸出成約の状況を調査いたしております。三月末現在におきましては、直後のことでありまして、対前年比で二五%程度の円ベースでの輸出成約の落ち込みがございましたが、四月に至りまして約マイナス一〇%程度の線まで回復してございます。五月分はまだ集計途中でございますが、速報値で五、六%減というふうなところまで回復しておるわけでございます。ただ、ここで注意いたす必要がございますのは、ごく一部の輸出産地におきましては、そういう平均値よりもかなり大きな落ち込みを示しておる。中には昨年同期をかなり上回つて伸びておる産地もございますが、幾つかの産地のうちでは大きな落ち込みを来しております。これらに対しては産地診断をやっておりますが、今後よほど十分な対策を講じていく必要があると思ひます。

前回のショックとの著しい差でございますが、前回は一回目でございます。今回は何と申ししましても二回目のショックで、それだけに中小企業全体が體質的に抵抗力をそれだけ弱めており、二回目のショックであるから響き方が大きいということ

とはでございます。また、国内の経済環境が非常に変わつてきておるといふことに私も十分注意をしなければならぬと思つております。これは過去一年間の極端な金融緩和に對しまして、現在は金融は逆に非常なスピードで引き締めの方向に向かうと思ひます。これの中小企業への影響といふものは、前回とは全く様相を異にしておるわけでございます。また、原材料とか人件費等のコストアップの要因もその上に重なつております。今後における中小企業向け金融の円滑化というふうな点につきましては、私も財政当局なり日銀にもかねがね強く要請をいたしておるところでございますが、今後の経済全般の動きを注意深く見守りまして、そういう点で輸出中小企業はもちろん、中小企業全般に對しまして悪い影響が出ないよう、十分通産省として措置を講じていく所存でございます。

○林虎雄君 円の変動相場制に移行したときに、大蔵省と中小企業庁は、各金融機関に對して中小企業向けの融資について特段の配慮をするよう通達を出しておりましたが、これを受けて各金融機関は一体どのような態勢をとつておるか、それを承りたいのであります。どうも中小企業庁があるいは大蔵省が通達を出したと、それだけでよしとしておるような傾向があると思ふがどうかということとを承りたいのであります。と申しますのは、二月十四日付で通産大臣と公取委員長との連名で親事業者、団体等に對しまして通達を出しております。特にこれは前回も、前の田中通産大臣のときだと思ひましたが、私承つたことありますが、下請代金支払遅延等防止法、これが全くの空文だと、役に立たない法律ではないかというふうな点を指摘したわけでありますけれども、そのときも通達を出しておるもの見たわけでありましたが、ほとんど同じように今回も申しわけに出したつて、はたして当該金融機関がこれを受けて政府の意図するような態勢をとつておるかどうか、そういう点についておわかりの点をひとつ聞かせていただきたい。

○政府委員(莊清君) 第二次ドル・ショック直後でございますが、お話しございましたように、全国銀行協会等に對しまして大蔵省からも通産省からも、中小企業金融を円滑化をはかるようにという強い要請をいたしました。金融機関のほうにおきましては全国団体等で決議を行つておりまして、輸出手形の買い取りの円滑化とか、あるいは下請企業に對する金融の円滑化、それから、融資にあつたての担保力の不足しておる企業については信用保証協会の保証というものを積極的に活用することにとつとめるということ、あるいは中小企業向けの融資額というものが過去一年ぐんぐんふえてきたわけでございますが、これを減らさないようにという決議、こういうことがなされておりました。各金融機関ともそれなりの努力を現在やつてもらつておるところでございます。

今回の第三次の引き締めにあたりまして、現在都市銀行、地方銀行等の融資総額に占める中小企業向け融資の比率というものは大体上がつてまいりまして、三二%程度まで上がつておりますが、この比率を絶対くささないようにということは大蔵省、日銀当局にも申し入れを行ないまして、それぞれぜひその点は確保すべきであるという確約を裏は得て、それぞれの機関から金融機関のほうにも個別の強い指導をいまお願いしておるわけでございます。なお、地方銀行、相互銀行等を入れまして約七十%の金融機関で、中小輸出企業向けの特別の長期低利の融資制度を、各金融機関がそれぞれの融資制度の中に今回は特に開設をして現在融資を行つております。これは、政府系三機関からもドル対策と別に、金融機関独自の中小企業対策融資ということで現在行なつております。

それから下請代金の関係でございますが、さる法というお話もございましたけれども、今回は特にこの点を念を入れてわれわれ指導する必要があると思ひ、ドル・ショック後、約四千の下請企業をピックアップしまして毎月調査を続けております。現在までの調査の結果では、幸いに受注量もむしろふえておる。発注量もむしろふえてお

ります。それから単価等も上がる傾向にある。手形サイトもまだ伸びる傾向にはないというふうな状況でございますが、約四千の調査の中でも、毎月二百件ぐらいのものは手形の期間が長い、六十日たつても支払つておらぬというふうな疑いのあるものが発見されておりました。こういうものについてはいまさらに追跡調査を行なつて、必要な法令上の措置を要すればとどしどしとていくというふうなことでやつております。全国の親企業をかかえておる大企業の工業会約百三十等に對しましても、下請代金の支払いについて、代金法の精神を十分体して、適正な下請への発注及び支払いをするようにという強い要請をやつておるわけでございます。

○林虎雄君 前回のドル・ショックから立ち直れないうちに、また再びドル・ショックの追い打ちをかけられたような状況であります。最近の中小企業の倒産状況等の数字がありましたらお示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(原山義史君) 前回のドル・ショック以降の倒産状況でございますが、四十七年間で、件数、金額とも前年に比べて二割ないし三割の減少を来まして、今回のドル・ショックを迎えたわけでございますが、四十八年に入りましてからは、四月までは実は内需の好調等にさえられて減少傾向にございました。五月に入つて、中日スタジアム関連という特殊な事情がございました。やや増勢を示しております。しかし、この関連をはずせば五月もまた減少傾向ということに相なるかと思つております。

このうちドル・ショックによる倒産につきましては、前回及び今回を通じて、全体の一ないし二%程度がドル・ショック関連の倒産ではないかというふうに見られるわけでございますが、今回のドル・ショックによる倒産はこれまでのところ前回のショック時に比較しまして、現在、実はかなり低水準に推移しておるわけでございます。二月から五月までドル・ショック関連の倒産は大体十七件ではないかというふうに私も見てお

ります。前回のショック時においては、大体三十七件ぐらいのドル・ショック倒産ではないかというふうに言われております。

ただ、先生御指摘のように、今後の見通しにつきましては、金融が引き締められていくというようなか中で輸出成約が低減、あるいは輸出向けの納入価格が引き上げられない、あるいは人件費、原材料価格の上昇等で経営内容の悪化が進み、漸次影響は深刻になるのではないかとこのことをわれわれは非常に懸念しているわけでございますので、今後ドル・ショック関係の緊急対策を強力に進めるとともに、先ほど長官のほうからも答弁いたしましたように、金融全般についてもきめこまかい配慮を進めてまいりたいというふうに思っております。

○林虎雄君 今回の対策として緊急融資ができております。商工組合中央金庫九百億円、中小企業金融公庫七百五十億円、国民金融公庫五百五十億円、合計二千二百億円が融資規模であります。その二千二百億円という規模を出した根拠は何によつて出したのか、これだけあれば中小企業者の需要にこたえられるかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(原山義史君) 二千二百億円の緊急融資をした算定根拠は何かという御質問でございますが、実は私どもは各通産局を通じて、輸出関係産地についてその影響の調査を行ない、かつ、必要な資金量というものを各産地から提出してもらつたわけであります。それをもとにして、これらの産地について政府関係機関にどの程度期待するかという積み上げを行ないまして、これをこの産地での調査をもとに全国に広げてまいりました。二千二百億円を実は積み上げ計算をしたわけでございます。現在までにこの緊急融資につきましては、充足に采順調に推移しております。六月十日現在で一千五百三十三億円の貸し出し実績を見ておるわけでございますが、なお今後の申し込みの推移を見守りながら、必要に応じては貸し出し規模の追加問題ということについても、あ

るいは検討する必要があるのではないかというふうに思つておるところでございます。

○林虎雄君 緊急融資の一件当たりの限度額は、中小企業金融公庫の場合は二千万円、国民金融公庫の場合は五百万円となつておりますが、融資限度額を二千万円あるいは五百万円に押えた理由をお聞きしたい。

また、中小企業金融公庫の場合、限度額が二千万円といつても、実際に特利を受けられるのは一千万円の限度になつておるようでありまして、なぜ特利の適用を一千万円以下にしたのか、その二つを承りたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 前回のドル・ショックの緊急融資の実績を私ども一つの参考にしたわけでございます。前回の緊急融資は全部で三万五千件、千八百億円でございます。うち約二万件が国民公庫から零細層向けの融資として行なわれておりますが、この場合一件平均では約二百二十万でございます。中小公庫はやや規模のより大きい層でございますが、一万件で、一件平均で約六百万というような融資の実績でございます。

【委員長退席、理事鈴木弘君着席】
それあたりの点も勘案いたしまして、中小公庫については二千万円、国民公庫については実績の約倍ぐらいの五百万円までという融資限度を設定したわけでございます。

特利を千万で頭打ちにしたという理由でございますが、前回は特利は、一応三百万以下までは全額について特利を適用するというところでございました。そうして頭打ちは一千万円でありました。今回はその零細層に対する融資を極力確保し、一部の大口のほうに融資なり特利のメリットなりがあまり片寄るということとを避けるという配慮もいたしまして、三百万円の限度というものは五百万円まで実は上げまして、五百万円以下、つまり国民公庫の貸し付け限度以下は全部特利でめんどろを見ました。ただ、非常に大口のものは千万で打ち切りをするということにいたしましたわけでござい

ます。これは零細層に対する融資の確保と金利のメリットをその層に集中いたしたいと、こういう実

は配慮でございます。

○林虎雄君 前回の融資条件といひますか、そのワケや限度あるいは返済条件と比べて今回幾らか改善されているように思われますが、改善されている点をちよつと知らせたいと思ひます。

○政府委員(原山義史君) 前回の緊急融資と比べて今改善された点はいかんといい御質問でございますが、まず貸し付け期間につきましては、前回は三年以内、必要に応じて五年というふうな条件になつておりましたのを四年以内、必要に応じて五年以内というふうに一年貸し付け期間を延長いたしました。

それから次に、貸し付けの中の据置き期間でございますが、前回は一年の据置きといたつてございまして、今度は二年というふうに延ばしたわけでございます。

第三点は金利でございますが、金利は前回は六・五％、これを今回は六・二％というふうに〇・三下げております。

それから四番目の特利の限度でございますが、これは先ほど長官から答えましたように、前回は三百万円までは全額で、それをこえるものについては、そのこえる分の二分の一というふうなやり方をとつておりましたのを、五百万円までは無条件で特利を適用するというふうにかえております。

それから第五番目に融資の対象でございますが、業種指定あるいは産地指定というふうなところで融資対象者をきめる際、

【理事鈴木弘君退席、委員長着席】
前回は三割の輸出比率というものを基準にいたしました。今回は二〇％の輸出比率というふうに出るよう考慮したわけでございます。その結果、指定業種は前回は九十三の業種を指定しましたが、今回は百十四というふうに業種の指定も多くなつております。

なお、貸し出し規模はもう御承知のとおり、今回は千八百億円、これを二千二百億円に大幅に引き上げたわけでございますが、このほか前回のドル・ショック時における緊急融資分の返済猶予、必要に応じて返済猶予を行なわしめることについて、より遺憾のない、きめこまかい施策をとつていきたいというふうに思つた次第でございます。

○林虎雄君 緊急融資は運転資金だけが対象になつておるようでありまして、設備資金になぜ対象としないかという点を承りたいのであります。むしろこの機会に中小企業の近代化を進めるといふ必要があると思ひますから、その意味からも、設備資金に緊急融資を対象として加えてもらいたいという声が相当強いようでありまして、政府はこれに対して検討されておりますかどうか。

○政府委員(莊清君) ドル対策の緊急融資は、この制度の趣旨にかんがみまして実は運転資金に限定をいたしております。ドル・ショックによりまして滞貨を生じたりあるいは減産をしなければならぬ中小輸出企業が出てまいります。あるいは為替の差損を一時的にこうむるというふうな輸出企業もあるわけでございます。これらの滞貨減産資金等がすべて緊急に必要ないわば赤字融資でございます。この運転資金を長期低利の融資で確保をして、この第二次ドル・ショックの緩和措置をとりあえず講じまして、前向きに、いま先生お話しございました中小企業の高度化、いわゆる知識集約化をはかるための前向きの資金とか、あるいは長期的な観点に立つて産地全体の構造転換をはかつていくというふうな前向きの資金、これは当然に運転資金も必要でございますが、同時に、中心になるのは長期の設備資金でございます。これにつきましては、中小企業振興事業団からの無利子融資もございまして、中小企業金融公庫あるいは国民公庫等からも前向きの構造改善資金というものを別途措置いたすこととして、この両建てで進もうというふうにいたしておるわけでございます。

○林虎雄君 緊急融資が二千二百億円予定されて

おりますが、現在まで利用されておる程度はどんな状況でありますか。

○政府委員(原山義史君) 三月十六日にこの制度が発足いたしましたので、六月十日までの実績を申し上げます。

まず、中小企業金融公庫につきましては二千二百七十七件、三億四千三百三十三億。国民金融公庫は七千四百三十二件、金額は二百三十三億。商工中金は二千三十六件、金額は五百二十億。合計いたしましたら一億一千六百五十五億、金額は五千五百三十三億の実績でございます。大体半数近く消化されたということに相なろうかと思ひます。

○林虎雄君 まだ残っておるようですが、一般では、ほしくても趣旨が徹底しないために利用できない人々もあるのではなからうかと思ひますが、もっとPRの必要があると思ひます。

次に、ドル・ショックを受けた中小企業はドル対策法によってこの認定を受けましたけれども、認定の具体的な方法あるいは基準というものをひとつ教えていただきたい。たとえば業種指定を行ない、その業を行なう企業は無条件で認定されるのか、その点ひとつ承りたい。

○政府委員(原山義史君) この認定につきましては、影響を受ける企業をできるだけ広く拾っていきなうというふうな点で、いろいろふうな行なうておるわけでございますが、認定のしかたとして、まず業種指定というのがございます。全国ベースで見てもおむね二〇%をこえる場合を目安にして業種を指定いたしますが、その業種の中に入りまうと、その企業の輸出比率は関係なく、非常に極端なことを言え、輸出が場合によつてはゼロという場合におきましても、このドル・ショックによつて間接的に影響を受けるというふうな企業についてはこの対象にいたしてまいりたいということが第一でございます。

第二点で、全国ベースの業種では落ちこぼれがやはりございします。その際には産地で、全国ベースで二〇%の輸出比率を持つてなくとも、産地で見ますと二〇%の輸出比率というふうなものがございしますれば、これを産地指定しまして、その産地にある企業は業種の場合と同様全部拾つていくというふうなやり方をとつております。

それで、なお産地にも業種にも属さないものにつきましても、実は個別の認定ということで、二〇%を目安に認定していきなうというふうなやり方をとつております。

なお、今回の措置によつて影響を受けるものは、直接的な輸出関連業者だけではなくて、間接的に輸出を受けるという業種も当然問題でございますので、これを拾つていきなうというふうなかつこうで、いろいろふうなをこらして、できるだけ広く関連企業を拾つていきなうというふうな方針で進んでおるところでございます。

○林虎雄君 認定企業に対する欠損分の国税の繰り戻しでございますが、既往三年間のものについて適用されることになっておりますが、三年間とした理由はどこにあるか。

もう一つ、過去三年間について利益を計上できなかった企業については、その恩典は受けられないわけでありまう。そのような場合に、さらに適用をさかのぼらうというふうなことを今後検討されるお考えはないかどうか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 欠損金の繰り戻しは、前回のドル・ショックで約二百七十企業が約十億程度の繰り戻しをやつておるのでございします。繰り戻しは三年ということになっております。この点は、三年とかあるいは五年程度とか、いろいろ前回のときにも検討された経緯が実はございします。御案内のように、税の更正決定等の税務調査の関係でも、過去にさかのぼらうというのには実は三年までという運用になっておりますし、資料の保存等もそのころまでというふうなのが実情でございします。そういう国税当局の専門的な見地からの御意見等もありまして、前四三年ということで行なつたわけでございします。

三年では繰り戻しがきかないというのはどうなのかという点でございします。確かに問題でございします。別途繰り越しという制度がございしますれば、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

て、個人では三年、法人では五年繰り越しができるといふこともございします。個人では合わせ

カバールをとつてなかつたということで、二月二十六日から実施しました今回の為替予約に、ひとつこの対象にしてみたい、こういうことであつたのでございします。この点につきましては、実は通産大臣からも大蔵大臣に、その点何か適切な対応策というものが考えられないかというふうなお話もされたような経緯も実はございします。何ぶんにもやはり為替予約制度というものがなければ新規の輸出契約がでないという、そういう輸出中小企業に対する救済措置として、そのために行なうものという一つの趣旨からまいります。制約がございまして、財政当局との間で最終的に結局詰まらなうということと終つたわけでございします。

まあ中小企業の業界のほうでは、確かにその点は私も、完全に業界のほうで御満足いただけただけではないと残念にも思つておる面がございしますけれども、その後の経緯を申し上げますと、大体海外のバイヤーとの契約というのは、昨年の秋ごろから二百八十億円ぐらいで仕切つておるというところが大部分でございまして、それを下回るようなことになつた場合には、また輸出契約の内容、FOBドル建て価格について日本側と輸入業者の間で別途協議をするというふうな特約などがついておるのが大部分でございまして、幸いと申します。海外での相当な物価の上昇傾向もあつたと思ひますが、その後における輸出契約残についてFOBドル建て価格の改定交渉というものが、四月ごろからいろいろ順調に進捗いたしまして、その面でバイヤーのほうにひとつ協力をしてもらつたという形で、このカバールをとつてなかつた三分の二の問題というのには、相当部分が実は手が打たれたというふうな面もあるようございまして、現在のところこの問題は一応落着いておると、かように考えておる次第でございします。

○林虎雄君 その為替の先物予約の全体のワケはどの程度になっていいますか。一部では、すでにワケが足りないで予約を受けられないとかいう声も聞かれるのでありますが、現在のワケで需要に

応じられるかどうか、また、もし足りなくなった場合にはワクを追加するお考えがあるのかどうか、この点を承りたい。

○政府委員(莊清君) 一時、外貨の預託手続が、中小企業が銀行に申し込んでも、大蔵省から外貨がこないからと待たせてくださるという点で、たいへん御心配をかけた時期が三月ごろには実はございましたが、その後円滑に外貨預託が行なわれておりまして、そういう問題は一切解消しております。六月の二十六日現在で、十一億七千七百万ドルの外貨がこのために預託されております。前回の一次ショックの際に預託された総額が約八億一千万ドルでございまして、すでにそれを上回って預託されております。この制度は特にワクというものは実はないのでございまして、中小企業が銀行に申し込む、銀行がこれを大蔵省につなげば、自動的にその預託を行なうて為替予約を可能にするというふうなことでございまして、今後も予約の申し込みが中小企業からあれば、必ずそれが予約できるような外貨預託を円滑に行なうという制度が確立しておりますので、御了承をいただきたいと思っております。

○林虎雄君 通産省は、前から為替変動保険の創設を考へられて準備を進めておられたようであり、現在、為替の変動によつてはリスクを保証するように、特に中小企業の輸出成約の促進をはかるためにひとつ早急に実現させる必要があると考へられますが、これは通産大臣、通産省は大蔵省と調整を急いでおられることを聞いておりますが、今国会中にも提出をしたいというような意向もさきの商工委員会で大蔵省からおられますが、この点のような進捗状況が承りたいと思っております。

○政府委員(増田実君) 為替変動保険を設けることにつきましては、この前大臣も商工委員会でご答弁申し上げましたように、私も大蔵省と事務的に折衝いたしておりますが、はなはだ残念ではございますが、いろいろの点につきましてまだ最終

的な詰めが終わっておられないということで、現在のところ引き続き大蔵省と折衝中ということでございます。

○林虎雄君 ドル・ショックの影響は、結局大企業から下請、さらにその下請というように、一番力の弱い下請企業へしわ寄せされておるといふことが懸念されるわけでありまして、下請企業サイドとしては、前にもお尋ねしたように下請代金支払遅延等防止法とか、あるいは下請企業振興法などが用意されておりますけれども、今回の円の実質的な切り上げ以後、下請企業に対してはかなり製品単価の切り下げが目立っておりまして、下請業者、特に零細な業者などは悲鳴をあげておられるわけでありまして、製品単価の切り下げが行なわれれば、結局下請企業の経営は困難になると思うのであります。この点に対して現行の法制上は何ら大企業、親企業に対して対処できないのであります。単価の切り下げによって受ける下請企業の打撃に対してどんな対策が考へられますかどうか、お考えがあったら承りたい。

○政府委員(莊清君) 最近の下請単価の実情をまず御報告申し上げます。

結論から申し上げます、最近の調査でございまして、五月初め、これが現在わかっている最新の調査でございまして、まだ良好でございまして、今回の円・フロート直前、これは中小企業を含めまして景気も非常に上昇傾向にございました。金融も超緩慢で、支払条件等も非常によかったですという時期でございまして、この一月の一月に比べて、五月の状況というのは、一月に比べて単価が引き下げられたという企業が、三千八百の下請企業の私どもの行った調査で約六%の企業が一月より下がったということを言っております。主として自動車との関係でございまして、これは増産メリットが相当出ているとか、あるいは近年非常に合理化、省力化投資が自動車部品工業では急速に進んだというような点もかなり反映しておるかと存じますが、六%程度の企業は下がった、変わらない、一月水準でおおむね横ばい

ておるといふのが五八%、残りの三三%程度は一月よりも単価が上がったということになっております。今後、金融引き締めめしわ寄せというものが中小企業に及んでまいりますと、こういう点が非常に急速に悪化しかねないという点は私も十分に注意して、今後も毎月全国的な調査を対しても強く要請いたしまして、下請に対する不当なしわ寄せ、単価の切り下げ、こういうことは下請代金法に触れるわけでございますので、こういうことがないように、必要ならば公正取引委員会に対しての措置も要求することにいたしました。十分に指導につとめる所存でございます。

○林虎雄君 次に、中小企業信用保険法について若干お尋ねいたします。

信用力のない中小企業の信用を補完するというのがこの制度でございまして、ほんとうに信用力のない零細企業の場合は、保証協会は債権保全の観点からなかなか保証をしないように考へられるわけでありまして、現に、さきのドル・ショックで潰滅的な打撃を受けた一部の企業は、ドル対策として用意された信用保証の特例も企業自体の信用力がないので、信用保証協会は保証をしてくれないというふうな声をよく聞くわけでありまして、このようにほんとうに金融が困難な企業に対してこそ保証制度の精神が生きており、その機能は果たされるわけでありまして、それがどうも不十分であると思ひますが、政府のほうではその実情をどうとらえておいでになりますか、お伺いいたします。

○政府委員(莊清君) お話の点は、信用保険法の基本に触れる重大なポイントであると存じます。信用保証協会は特殊法人でございまして、政府なり各県などの財政援助のもとで業務を行なっております。非常に公共性の強い機関でございまして、したがって、制度の趣旨にかんがみまして、担保力に不足しておる中小企業の信用補完をするわけでございまして、零細企業が十分な担保もないというふうなことで断わるというふうなことはあつて

はならないことでございます。現に実績で見ましても、保証協会ベースでございまして、保証債務残高が件数で百万件、約二兆円近いものがございまして、けれども、中小企業の中で製造業で三百人というものが限度になっておりますが、上のほうの五十人から三百人という人に利用させておる金額というのは約一割でございまして、残りはそれ以下でございまして、五十人以下でございまして、二十人以下のいわゆる小規模企業という層で七〇%の金額の保証を現に引き受けておるといふことでございまして、零細層に重点を置いてこれが利用されておるといふことでございまして、それから、今回のドル・ショックの場合にも私も配慮いたしまして、今回の法律改正でもお願いしておるわけでございまして、担保はもろろんのこと、保証人も立てなくてよろしい、保証人がなくても信用保証協会として保証をしてあげますという特別小口保険、この限度も八十万から百万に上げておられますし、それから、担保は要りません、保証人だけでございまして、保証人さえ立てられれば保証協会として保証を引き受けてあげますという無担保保険とございまして、これもドル対策の場合には担保を出せない人が多いだろうということで、今回の法律で特例を開きまして、政府原案四百五十万円、衆議院の御修正によりましてさらに百万円上乗せして、五百五十万までという別ワクで無担保保険の制度というのを実はつくって、担保は出せません、保証人だけでございまして、この保証人につきましても、無担保保険の場合には必要になるわけでございまして、けれども、保証人のその資産がどうか、経済力がどうかとかというふうなことをあまりやかましく言わずに弾力的に運用する、必要な場合には一緒に仕事をしておられる配偶者でも、あるいは一緒に仕事をしておるおむすこさん等の保証でも保証協会としては保証を引き受けなければならぬ、こゝまで指導して現にいまやらしておるといふことでございまして。

御質問の点は、申し上げましたとおり非常に制度の基本に触れる大切な点でございますので、私も保証協会、保険公庫を嚴重に指導をするつもりでございます。今後御趣旨を十分体しまして、万全の努力をいたしたいと思います。

○林虎雄君 今回のドル・ショックのドル対策として、中小企業信用保証制度についてもワクの拡大とかん補率、保険料率の特例措置などがとられておりますけれども、保証についての審査基準が緩和されていいために、金融ベースに乗らないような打撃の大きい企業はこの恩典に浴さないようであります。受けにくいようであります。そこで、ドル対策として保証する場合には、担保の評価について特別の措置として百の価値の担保でも百あるいはそれ以上の融資を認めるというような措置はできないものかどうか、この点承りたい。

○政府委員(莊清君) 御趣旨はよくわかるのでございませうけれども、百の価値のものをそれ以上というものは、信用保証制度の公共的性格から考えまして、その経営の基礎というのがやはり安定確立したとせんと、長い目で中小企業対策としてまた十分なものたり得ないという悩みがございまして、踏み切り得ない限界かと存じます。担保の問題は評価でございます。金融機関の場合には担保価値というもので非常に押えるわけでございませうが、保証協会の場合にはひとつ限度一ぱい評価するようにという指導を行なっております。特にこのドル対策の場合には、担保の少ない企業が多いわけでございますので、すでにとつてある担保についても、その後の実態価値の値上がり等もある場合がありますので、そういうものについても積極的に評価がえということを保証協会は行なつて担保力を追加する、それによつて保証をまた追加するというような措置をとるようによい指導をいたしまして、着々やっておりますところでございます。また、金融機関のように一番担当でなければだめだというふうなことはやめまして、銀行に入っている高順位の担保でも

とつていくと、こういう指導を実はいたしております。

先ほども申し上げましたが、ドル対策の場合には担保がもう尽きておるといふような人がほんとうに困つた零細輸出企業でございますので、担保は全然要らない、保証人だけで結構でございますという無担保保険の強化を本法案でもお願いをいたしておりますし、その保証人についても、弾力的な運用で保証人の幅を広く認める、こういうことをいま行なつておるわけでございます。

○林虎雄君 信用力がなく金融ベースに乗らない企業は、信用保証協会でも保証を拒否するようなケースも少なくないと思ひますが、保証の申し込みのあつたもののうち、実際に保証を受けられるものの割合はおそらく一〇〇％はないと思ひます。いまだのくらいになつておりますかわかりますか。

○政府委員(原山義史君) 保証協会の申し込みに對して保証承諾の割合いかん、こういう御質問でございませうが、四十七年度の実績で見ますと、件数で大体申し込みの九五・二％、金額ではちよつと下がりまして八八・四％というふうになつておりますが、そういう九五・二％は保証承諾をしている、あとの四・八％程度はお断りしているというふうな割合になつております。

これが一〇〇％でないのはどういふわけかと、いうことでございませうが、一つは、それぞれ保証の制度は一定のフォームがございませうが、その制度に乗らないものが申し込んでおるといふものもございませうし、また、提出書類が不備なものといふふうなものもございませうので、中にはあるいは先生御存じかと思ひますが、保証を取りつけて計画的に幽霊会社みたいなやつで計画倒産をしてだまし取るというふうな例が、中には非常に遺憾ながらあるわけですね。そういうふうなものを除いて勘案しますと、大体保証承諾は相当高いといふふうには私どもは考えております。しかしながら、やはり金融が逼迫していきますと、とかくやはり金融機関との関係等もございまして、な

かなか保証しにくいといふふうな点があるいは場合によつて出てこようかと思ひますので、そういう事態についてはできるだけ私も弾力的に運用するように指導してまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○林虎雄君 結局信用保証協会とすれば、いろいろ調査をしまして拒否するケースも私も出てくるのが実状であろうと思ひますけれども、この信用保証の制度というものはすでに弱小の業者に対する施策でありますから、信用保証協会に十分に保証のできるような体制をとらせる措置を政府は指導するといふか、強化をする必要があると思ひわけでありませう。

地方のいわゆる信用保証協会でありませうが、結局再保証をするわけですね。信用保険公庫等に対して再保証する。その関連にも問題があるのではないかと、そのために地方の協会が十分に機能を發揮できないのではないかといふふうに懸念されるわけでありませうが、政府は、この信用保証協会の指導を強化するためにはもつと補助金等の増額も考える必要があるのではないかと申すわけでありませう。これは前回もちよつと中小企業庁長官に承つたこととありますが、協会への補助金といふものは前年度に比べて増額されておりますかどうか。この点と、いま申し上げた信用保険公庫との何か関連で十分に機能の發揮できない面がありはしないかどうか。これをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(莊清君) 信用保証協会は、歴史的に申しまして各県で県からの出資金、あるいは地元金融機関からの出資、あるいは県からの貸し付け金等をファンドに充てられたという経緯がございまして、これを国が保険公庫をつくりまして再保証するといふことで現在に至つております。現在ではこの保証協会の運営の基礎を固めるといふ意味で、国が保険公庫に出資をいたしまして、その保険公庫から各県保証協会に融資をするという形で、これは非常に低利の融資でございませうが、約九百億円の融資になつておるわけでございます。

これは年々ふやしてございまして、四十七年、八年、それぞれ百億ずつふやしてございませうが、こういう助成を行なつております。直接の補助金ではございませう。

保証協会のほうでは、この国からの融資、基金のほかに、県からの出資金とか貸し付け金等を合せてまして、これを地元の金融機関に定期預金をいたしまして、その利ざやを得るといふことによりまして、一つには信用保証協会自体の経費に充てていく、あるいは保証料の引き下げの一つの足しにするといふことを行なつております。

もう一つは、非常に基本的なこととございませうが、現在それが約四千数百億円の額に達してございまして、それが地元の金融機関に預託されておるわけでございませうが、大体その六倍程度まで信用保証協会の保証によつて中小企業に融資をするという契約をしておるわけでございます。二兆数千億円の現在保険残高になつておるわけでございますが、そういう意味で、国も約千億近い金を保証協会に入れたしまして、その運用によつて保証体制といふものをささえておるといふわけでございます。今後ともこれの充実につとめたいと思ひます。

もう一点でございますが、国の措置といたしまして、この四月から実施したわけでございませうけれども、政府が信用保険公庫に出資増資をいたしまして、それによつて国の保険料を引き下げ、それに見合ひまして各県の信用保証協会の保証料率の引き下げといふことを可能ならしめるといふことを行なつておるわけでございます。本年度は久しぶりにこの引き下げを行なつて、四月一日から実施したわけでございませう。これも国の助成のもとで信用保証協会の負担を軽くしながら、中小企業に對する末端での保証料率の引き下げをはかつていくといふ趣旨に出るものでございませう。今後ともこの二つのパイプの政府資金といふものを十分活用強化いたしまして、各県の信用保証協会の業務が円滑に進むように十分努力をいたしたいと思ひております。

○林虎雄君 中小企業に融資する場合、金融機関は、いわゆる歩積み・両建てなど拘束預金を要求する場合がありますが、信用保証協会の保証を得たものについては法律上は全くないと思うし、またあつてはならないと思ひますか。また、その実態についてどうなつておられますか。また、そのようなケースのないように政府はきびしく金融機関を指導すべきではないかと思ひます。この点について。

○政府委員(莊清君) 歩積み・両建てというのは一般的に全然ゼロということ、金融常識として無理な点があるように聞いておりますが、極力これを避けるべき筋合いのものでございます。特に信用保証協会が保証をしておるという融資についてはなおさらのことでございます。そういう融資について融資を断るとか、あるいは歩積み・両建てをさせるなどということとはあつてはならないこととございまして、これは大蔵省からかねがね強い指導をしておられて、私も、私もそういうことは実際には思つておりません。

保証協会の保証がございすれば、不幸にして貸し倒れの場合には、金融機関として一〇〇%保証協会から金が入ってくるわけで、貸し倒れの心配が全然ないわけでございまして、保証協会が保証するわけでございまして、中小企業の信用調査の手間も全然要らない、あるいは担保を取つたり、それを管理する手間も金も要らないというふうなことであるんでございまして、融資を拒否するとか、歩積み・両建てをしなけりや貸してやらぬというふうなことがあつてはならないと思うわけでございまして、これはもう私も直ちに大蔵省と一緒にしまして、こういうことは即刻是正させるという信念でございまして。

○林虎雄君 この改正案では、付保限度額というものを二千五百万円から三千五百万円に引き上げておりますが、付保限度額を三千五百万円にした理由、それから、この程度であれば大体中小企業の業者の当面の要請にこたえられるとお考えかど

うか。

○政府委員(原山義史君) 経済規模の拡大に伴ひまして、中小企業の資金需要が年々大口化していく傾向を示している点は先生御指摘のとおりでございます。現在一企業当たりの借り入れ残高というものは、最近の統計をいせんけれども、一応四十五年度の統計を見ますと、大体資本金が五千万円未満の一企業当たりの借り入れ金の残高を見てみますと、四十五年で大体二千五百万円程度になっておるわけでございまして、増加率が年々五%から一割、平均しまして八、九%の年率で伸びていっているわけでございまして、これを四十八年度に引き伸ばして考えますと、大体三千二百万円程度に相なるわけでございまして、これらのこと、あるいは現在保証協会における保証需要を見ておきますと、その辺のいふ点から考えまして、大体三千五百万円程度に引き上げますと、おおむねこの大口化する資金需要に対処できるのではないかとこのように考へてお願いしている次第でございます。

○林虎雄君 公害防止保険の引き受け額は、四十六年度六十六億、これは充足當時であります。四十七年度は予定額が百四十億でありますけれども、四月一、十月、十一月、今日まで四月一、一月までありますが、予定に比べてかなり伸び悩んでおるのではないかと、四十七年度です。百四十億に對して実際の予定はかなり低いように聞いておりますが、公害防止の必要性が叫ばれておるからでもあり、この保険の利用がかなりなされていなければならぬのかかわらず、予定どおり伸び悩んでいるという原因はどこにあるのか。聞くところによりますと、まだ予定額の半額にも達しないように聞いておりますが、こうした原因はどこにあるか、この点を承りたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) これはなかなかむづかしい問題を含んでおるように私個人的には思つておりますが、中小企業も出れば若干あるかも知れませんが、近年、公害防止投資を大幅にふや

してきておるということは事実でございます。ただ、中小企業の場合にはなかなか大きな負担になりますので、御案内のように、公害防止事業団からの四・五%の融資とか、中小企業振興事業団からの二・七%の融資とか、あるいは中小企業三金融機関からの六・二%の特利融資とか、こういうものを政府のほうでも年々強化してございまして、融資実績も年々ウナギ登りに上がつてきておるといふ実情にございまして、それから各県におかれまして、こういう制度の裏を見ますと申ししますか、足りないところを補う意味で、各県独自で長期低利の融資制度を設けていたおつて、これも相当充実してきておるといふふうなことがございまして、こういうことで、中小企業の方は当面大きな負担でございまして、少しでも金利条件の有利な政府関係の制度を使うといふふうな傾向にありまして、それが二つ反映しておるのではないかと。制度が四十六年に充足したばかりでありますので、なおさらそういう傾向になつておるんじゃないかと思ひます。

今後の考え方でございますが、私も中小企業といへども、公害防止にはさらに努力をしてみなければいけないと思つております。その見地から、申し上げました政府関係機関の融資あるいは県からの融資といふものはさらに一段と強化、充実をしなければならぬと考えます。公害防止保険金融機関からの借り入れのための制度には、そういう意味では一つ伸びをゆるくする要因にならうかと存じますが、それはそれで私もやむを得ないと思ひます。しかしながら、公害防止事業団の融資等でも必ずしも一〇〇%でもございませぬ。民間から借りなければいけないといふふうな面もございまして、政府系の三金融機関についても、協調融資といふふうなことにどうしてもなるといふ場合もございまして、したがいまし

て、やはり市中銀行からの借り入れを公害防止のために中小企業は行なっていくということも、現在にはあまりないでございまいしょうが、今後はやはり量的にふえていくことは十分考えなければ

なりません。したがいまし、やはり公害防止保険の料率、てん補率等につきましても今後一、二中小企業庁としてその改善に努力をして、この保険制度がもっと使ひいふように、そして、市中銀行からの融資を引き出す手段としても現在以上に有効なものになるように、今後とも十分検討して努力をしなければならぬ、基本的に私はかように考へておる次第でございます。

○林虎雄君 最後に、特別小口保険について伺いたいと思ひますが、前回改正のときに衆議院の附帯決議などありまして、八十万円から百万円に引き上げられておりますが、どうもいまの貨幣価値といへば、物価高等からいへば、わずか二十万円ほど引き上げられたというだけで当面を測つておるようなものであります。これは十分じゃないか、将来もさらに引き上げること考へるべきではないかと思ひますが、長官のお考えを承つて終わります。

○政府委員(莊清君) 基本的な考え方としては、特別小口保険というのは保証人も要らない、担保はもちろん要らないという意味で、従業員数が非常に少ない超零細企業に対する信用保証制度でございますので、これらに対する金融の円滑化をはかる見地から、今後とも限度額あるいは保険料、保証料等につきましても、十分に制度の趣旨を体しまして検討しなければならぬ、かように考へております。

今回、それでは八十万円から二十万だけふやしたというのはいささか理由がとつてございまして、これは昨年の十一月の特別小口保険の利用状況の実績を見ますと、一件平均で五十五万程度になっております。八十万円に對しまして六割強の平均水準といふことでございまして、それから特別小口保険は、製造業で従業員五人以下、商業、サービス業で二人以下という層を対象にしておるわけでございまして、国民金融公庫がそういう層に對しまする零細金融を主として行なつておりますので、国民金融公庫の融資実績でそういう層に對します貸し出しの状況を見ます

に、平均水準で、最近ふえてまいりましたが、現在のところまだ百万程度でございいます。それから、県によりましては八十万をこえまして、県独自の負担で特別小口保険の引き受けをやっておられる県が若干ございいます。そういう県の状況を見ますと、大体九十万円ちょっとこえたぐらいの平均水準で引き受けをされておる。

以上申し上げました三つばかりの実績というものを考えまして、当面の措置をいたしまして百万ということにこれをいたしたわけでございいます。御案内のように保険制度は四、五種類ございいますけれども、そのときどきの資金情勢なり、中小企業に対する金融の実態というものに即しまして、制度発足以来、それぞれ四、五種類の保険が何回かにわたって制度の見直しを行なつてきております。御趣旨を体しまして、特別小口保険のみならず、公害保険も普通保険もその他の保険も、私ども制度を十分に生かすという見地から全般的に常時これを点検いたしまして、実際に役に立つ保険にするという精神で今後も努力をさしていただきたいと、かように考えております。

○委員長(佐田一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、林田悠紀夫君が委員を辞任され、その補欠として上田稔君が選任されました。

○委員長(佐田一郎君) 午前に引き続き中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中尾辰義君 中小企業に関する法案を審議するわけでありましても、最初に、今後の景気の見通しということとを、どうなるんだろうかということとで相当業者は関心も持っておりますし、前回は多少答弁がありましたけれども、あらためて伺いたいと思ひます。

最近の経済情勢、これは貿易収支の面におきましては黒字も小幅になってまいりましたし、外貨のはうも百五十億ドル台ということになっておりますけれども、国内の景気は、設備投資や消費の盛り上がり背景に依然として需要の逼迫が続いておると、こういう状態で、さらに物価も相変わらず異常な高騰を示しておる。こうした過熱の状況の中で、五月三十日から公定歩合がさらに〇・五%引き上げられる。とともに預金準備率の第三次引き上げが決定した。こういうことで、今後金融引き締めが急ピッチに展開されることになったわけですから、大臣、なかなかむずかしいところでしょうけれども、政府は下期の景気予測をどういうふうに判断をしていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 景気の現状については、公共投資や住宅建設、消費支出が引き続き高調を持続していることに加え、民間設備投資も昨年来製造業を中心として回復を示してきており、鉱工業生産指数、卸売り物価の最近の動きも依然として根強い動きを示しております。各業種の操業状況を見ましても、一部の例外を除きフル操業の状況にあります。このような情勢に対処して物価の騰勢を抑え、安定的成長を達成するよう総需要の抑制をはかるために、年初来公定歩合の二回引き上げ、窓口規制の強化、公共投資の繰り延べ、一部設備投資の繰り延べなどの政策を講じてまいりました。

経済情勢の今後の推移を正確に見きわめることはきわめてむずかしいけれども、前に述べましたような総需要抑制政策の影響、変動相場移行に伴う円高相場の影響等から、年度後半以降、伸び

に頭打ちが予想されるところもありますので、情勢の推移を慎重に見守りつつ、機動的な政策運営を行なっていくことが必要であると考へます。

○中尾辰義君 インフレを抑制するため、あるいは物価を安定させるため、財政金融の引き締めということもこれは当然であろうかと思ひますけれども、一面におきましては、また企業倒産といううなことも非常に心配されているし、ばちばちその徴候も出ておるようなことです。そういうことで、今後の何といひますか、引き締めの目標をどの辺に置いておるのか、これは大蔵大臣に聞かなければいかぬのでしょうか、通産大臣の立場としてどうお考えになりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり残存している過剰流動性を吸収する、それから、やもすれば心理的に膨張しようとするその心理的な気持に水をある程度かけて冷やす、冷静さを回復させる、そういうことが一つ大事なことでないかと思っております。

それで、倒産状況等を見てみますと、四十六年八月の前回のドル・ショック後の倒産の動向を見ますと、景気上昇と金融緩和基調のもとで、総じて倒産は低水準に推移して、四十七年間は、件数、金額とも前年に比べ二、三割の減少を示しております。四十八年に入ってから、四月までは減少傾向にありましたが、五月は中日スタダムの関連倒産があらわれて、やや増勢を示しました。このうちドル・ショックによる倒産は、前回及び今回のショックを通じて全件数の一、二%前後となつて、ドル・ショックによる倒産というのはそう多くはない。やはり放漫経営による倒産等が多いようでありまして、今回のドル・ショックによる倒産はこれまでのところ、前回ショック時に比較してまたさらにかなり低水準に推移しております。二月から五月まで十七件発生しておるといふ状態でありまして、前回ショック時の四十六年八月から十一月までは三十七件であります。

今後の見通しについては、金融が引き締められつつある中で、輸出成約の停滞、輸出向け納入価格

の引き上げや人件費、原材料価格の上昇等によつて経営内容の悪化が進み、漸次影響は深刻となり、輸出関連中小企業の倒産が増加することも懸念されております。したがって、これからある程度まだ経済を引き締めていく必要があると思ひますけれども、中小企業関係、輸出関係についてはその引き締めを波及させないように、政府関係機関等を通じて金融措置を依然としてわれわれはめんどろ見えてやっつけなければならぬと思ひます。しかし、景気全般を見ますと、民間設備投資が意外に伸びてきておりまして、工作機械の受注とか、そういう機械類、特にモーターなんか非常に手当てがむずかしいようであります。そういう情勢を見ますと、やはりもう一段、全般的に見て引き締めていかなければならぬのじゃないか、需要を落としていくというそういう政策が必要ではないかと感じております。

○中尾辰義君 そうしますと、今後は倒産もかなりあるのじゃないかというふうなうに受け取れるわけですがね。先ほどお話がありましたように、四十六年度以降は倒産のほうも下り坂であつた。ところが、ここの五月になってから急に倒産もふえたというふうなことですけれども、それはいまの中日スタダムはじめそのほか放漫経営と思つたようなことですが、その辺のところを、これはまあ数字的に帝國興信所の調べをちよつと見たのですが、四月は件数は五百九十一件、これは一千万円以上の会社ですけれども、四月は五百九十一件で、負債額は三百八十六億八千八百萬、それが五月になりますと急にふえまして、六百九十六件、負債額は九百六十九億三千八百萬、三倍近くになっていきます。この数字はどういうふうな判断したらよろしいんですか。

○政府委員(莊清君) 五月に急にふえましたのは、大臣が申し上げましたように、中日関係が非常に響いておることは事実でございます。五月は九百五十九億円の負債金額でございます。そのうち中日関係が四百三十億、半分弱でございますが、非常に大きな金額でございます。これをかり

に落として前年同月比の負債額を見ますと——失礼いたしました。中日関係が五百二十九億でございまして、この五百二十九億を落としますと、一般の倒産の負債額が四百三十億ということございまして、前年同月比で三二%ぐらゐ低い水準にあるということが数字の上で確認されております。ただ、放漫経営のものが主体であるということが調査の結果も出ておりますが、原材料が相対上上がったと、いろんな最近の経済事情等もからんで倒産に追い込まれたケースなども散見されるようになってきたということも、また同時に報告に出てきておるといふ点も、私も注目しておる点でございます。

○中尾辰義君 従来のいろんな経過からいいますと、公定歩合が引き上げになって、大体半年ぐらゐ経過してからその影響が出てくるというようなこともよく言われているんですが、なお、いままでの金融の緩慢から企業側のほうも多少の手持ち等もあるでしょうけれども、そういうものもばちばちと使い込んでしまふ。いろいろそういうようなことから判断しますと、やはり何といたしても秋口あたりからかなり出るんじゃないかと、こういうようなことも予想されておりますけれども、そういう場合にはやはり中小企業庁としても、放漫経営がどうのこうのと、それはそういう面もあるでしょうけれども、やはりそこまで導いたということとは、政府自体のこれも財政金融政策の失敗もあったというとも言われるわけですから、その辺非常にきめのこまかい対策を講じてもらわなければ、かえってその引き締めの方害の面がかなり出てくると、こういうことを心配しているわけですが、いかがですか。そういうことに対処しまして、どういふふうにおやりになるのかですな。

○政府委員(莊清君) 中小企業では、やはり金融引き締めの影響というのは、過去の経験にかんがみましても影響を非常にこうむりやすいということとは事実でございます。さらに今回は、ことし二月、第二回目のドル・ショックということがすであつたわけでございますから、過去一年の、

一回目のドル・ショック後の金融緩和基調と今回とは、国内の金融情勢はまるっきり逆のほうになっておりますので、御指摘の点は、今後の夏あるいは秋以降の問題として非常に重大な点であると思ひます。

それで五月の二十八日でございますが、今回の第三次の準備率引き上げ、それから公定歩合の引き上げが行なわれました際に、中小企業庁といひましては、財政当局及び日銀当局に対して強い要請を行なっております。これは当然の内容だとも私も思っておりますが、大蔵省及び日銀のほうでも、もつともであるからその線で市中金融機関を十分指導したい、あるいは財政当局としても、今後の財政運営で考えなければならぬと思うというふうなはっきりした返事をもらつておるといふことでございまして、その一つは、過去においてふえてきた市中銀行の総貸し出しの中で、中小企業向けの貸し出しの割合を現在の水準から下げないようという点が第一点でございます。

もう一点は、この引き締め下で特に重要な役割りが期待されます、国民公庫とか政府系の三金融機関の融資についてでございます。これは相当大幅な融資期待が今後予想されますので、十分にこれに対処し得るよう、四半期別の貸し出しワックの繰り上げ、あるいは補正による貸し出し規模の追加等の弾力的な運用を配慮すべきであると、この二点でございます。今後の金融情勢をよく見まして、中小企業に不当なしわ寄せがこないよう、あるいは中小企業の前向きの健全な体質改善とか合理化のため必要な資金というものが阻害されないように、また、輸出関連の打撃を受けた中小企業等に対する当面の金融措置というものが不足することのないようにという点に十分配慮して運営に留意いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○中尾辰義君 今回の金融引き締めは、いろいろ物価がものすごく上がつていっているというふうなことで、国民の批判も相当あるわけですね。ですから、これじゃとても政府としても何をやってい

のかと、総理以下皆さんが国民の批判にこたえていろんな手を打たれた、その一環としてあるわけですが、肝心の物価を下げるのに、財政金融だけでこれはだめなことではわかつていゐるんですが、あなたのほうで当面の物価安定政策、これはことしの四月十三日、物価対策閣僚協議会できまつております。ですから、財政金融の政策とあわせて物価対策をやらなきゃならぬ、これは当然のことでありまして、引き締めのほうばかり先に行つちやつて、肝心の物価対策のほうはどうも後手後手であると、こういうことになりまして、非常にこれはもう結果がうまくないわけです。それであなたのほうに、通産省に全部聞くのもどうかと思ひますけれども、この当面の物価安定政策はその後どのように推進されておるか、これはわからなければ通産省関係のものでもいいですが、どうですか、その辺は。一つも効果がでないのだからね、それで聞いているわけだ。

○説明員(黒田明雄君) 四月十三日の物価対策閣僚協議会で七項目がきまつておることは御承知のとおりでございますが、そのうち財政金融政策に關するものについてはすでに御討議がございましたので、それ以外のことについて御説明申し上げます。

まず、通産省関係を中心にして申し上げたいと思ひますが、輸入の積極的拡大のために、輸入割当り当てワックの大幅拡大を行なつております。それから、特惠関税のシーリングワックを弾力的に運用することがきまつてございまして、これも六月一日から百八十九品目中百十品目について実施に移されております。それから、変動相場移行に伴う物価安定効果、これは変動相場制によつて円高になつた分だけ割安に輸入ができるわけでございますが、その効果を消費者価格に反映するようには各種の努力をしておるわけでございますが、通産省関係では、各業界に通達で行政指導をいたしております。それから、それを調査でフォローアップしております。それから、特に価格が高騰しております物資が幾つかございまして、そういう物資に

ついて、個別の対策を推進することがきめられてございますが、通産省物資では、繊維原材料、繊維製品、それからセメント、鉄鋼等につきまして個別の物価対策をやっております。この内容は、主として増産の要請、それから商品あつせん所の開設、あるいは毛糸、綿糸等につきましては、商品取引所の取引に対する規制の強化、そういったことをやっております。

○中尾辰義君 やつて、いまだどういふ結果が出つたかということをお話してもらわないとわからない、やつていゝというだけじゃ。あらあらでもいいから。

○説明員(黒田明雄君) ただいまの個別物資につきましては、取引所の取引規制の結果、毛糸、綿糸につきましては、四月から五月にかけて大幅に値下がりが見られたわけでありまして、その後また海外での原綿、羊毛の価格高騰がございまして、これを反映して六月に入つてまた強含みになつてきています。

それからセメントでございますが、これは増産と公共投資の一部繰り延べ、それから季節的に雨期に入りまして関係上、需要が減退したこともございまして、需給関係は大幅にゆるんでおるわけでございますが、まだ価格は上がりぎみ。

それから鉄鋼でございますが、これは三次にわたる増産要請を行ないまして、フル操業で供給増加をはかつておるわけでございますが、いまこれがもう満ちてございまして、なかなか需給はゆるまないのでございます。で、メーカー段階及び流通段階に對しまして、価格を上げることのないように、便乗価格の値上げを強く自粛要請いたしております。全体としては安定的に推移しておりますのでございまして、需給逼迫を来たしまして、一部に市場の価格の高騰がなお見られております。

大体以上でございます。

○中尾辰義君 それじゃこのことはまた後日に譲りますが、物価対策を強力にやつてもらわないと、大体金融の面だけ締められたのではたま

たものではないですよ。

法案を少し……。円の変動相場以降後四カ月ばかりたつわけですが、現在までのところどういふような影響が出ていますのか、この辺いかがですか。

○政府委員(莊清君) 今回のドル・ショック直後、中小企業庁で全国約百の産地について緊急調査を行なったのでございますが、この二月末までの産地の予測では、相当大幅な四十八年度の輸出減退ということが予想されたわけでございます。大体二百六十五万レイトで対前年比二六%ぐらい、円ベースで輸出は減るのではないかと。それから二百六十円の場合で三三、三%の減少は避けられないのではないかと。これが緊急調査の結果でございます。これらの九十八の産地で中小企業の行なっております輸出の約二五%を占めておりますので、それよりも輸出依存度の低い多くの中小企業では減り方、輸出の減少の度合いというのは若干軽いかと思ひますが、中核になっている繊維、雑貨の産地では相当の影響が避けられないというふうな考えられたのでございます。

その後の推移でございまして、これらの産地について、毎月末で輸出成約の状況を追跡調査を行なっておりますが、三月では二五%ぐらい、約百の産地で円ベースで減っております。四月になりました、海外での値上げ交渉等もだんだん実を結び始めました。海外での物価の上昇に幸いされたという面も相当ございまして、四月では約一〇%の対前年減少でございまして、五月はまだ実は報告が全部そろっておりませんが、現在までの速報的な数値では、五、六%の減少というところまで全体としては回復している。ただ、輸出単価が上がっておりますが、数量のほうが去年よりも減少するというふうな産地もございまして、中には輸出成約が全然ないといわれる産地もございまして。たとえば岡山の縫製品とか、和歌山の染色織物、徳島の敷物、北海道の水産かん詰め等は輸出成約がストップしたままというのもございます。それから東京のクリスマス電球とか、大阪の人造

真珠とか、横浜のスカーフ、マフラーとか、足利の襪、静岡の別珍コイル天、東京のアンチモニー等は輸出成約はありますのでございますが、過去三カ月間連続して対前年減少をしております。逆に三カ月連続して対前年増加しているものも、福井の絹人織とか、同じくめがねワック、関の刃物、岐阜の毛織物、広島島の縫針等、こういういいものも繊維、雑貨の中でもないわけではございません。明暗の差が相当出かかっているということを調査の結果として私も感じているところでございます。

全般的なドル・ショックに対する緊急融資等も講じておるわけでございまして、今後は、こういう影響を非常に受けている産地に対しては特に前向きで内需への転換、あるいは輸出品の高級化等を、いわゆる転換措置というものを講じていく必要があると考えております。県と協力いたしまして、約四十の特産品問題のある産地については別途突っ込んだ調査、指導を行なう必要がございますので、現在緊急診断を個々に実施しているというところでございまして、個々の産地に必要の対策を別途今後考えまして、これを講じていく必要があるかと、かように考えておるわけでございまして、月を追って円ベースで輸出成約の減り方というものは改善されておりますが、減っておりますは事実でございまして、産地によってはひどいところがある、決して安心はできない。今後海外の物価の動向がどうなるか、国内の賃金の上昇とかがいづれの要因もございまして、そういうような点も輸出産地にとっては一つの負担になるわけでございまして、そういう点を総合勘案して、よく産地の状況を把握いたしまして、必要ならば第二、第三の措置というものを私もやはり積極的に考えなければならぬのではないかと、かように考えておる次第でございまして。

○中尾辰義君 大体わかりました。それから午前中の質問にもありました、ドル・ショックに対する緊急融資が二千二百億、この中で六月十日現在一千百億の実績があると、こういうような話がありました、大体二千二百億

の半分ということですが、変動相場移行後半年ぐらいいなるんだけれども、半分しか融資の実績がないというのは、これはやっぱりどういふことですか。その辺ちょっと……。

○政府委員(莊清君) 私どもは、そう遠くない将来に二千二百億全部融資が当然実行される、需要が多過ぎますから、かように考えております。いまのところ大体ワックの半分程度の実行ペースであるというのは、この融資が実際に動き出しましたのはほとんど四月に入ってからでございまして、三月中はまだ市町村長でその確認、輸出の被害証明書を出すというふうなことが行なわれておりましたし、それを金融機関に出して申請をする審査が行なわれるというふうな段階でございまして、三月はほとんどまだ融資されておりました。本年度に入ってからでございますので、まだ二カ月ちょっとの段階でございまして、特に五月に入りましてから急速に融資の実行が進んでおるといふ事態でございまして、二千二百億、当然これはそう遠くない将来に融資が行なわれると、かように考えております。

○中尾辰義君 次に伺いたいのは、事業転換のための金融措置というものはありますけれども、設備の買い上げというものは今全然ないわけですね。このことをちょっと伺いまして、転換する場合には、いままで継続をしてきた経営状態を整理して、既存の債務を返済しなけりやならない、これが大きな負担になるわけですね。ところが、転換が迫られるような業種は、いままでも経営状態が苦しく、債務が非常に累積をされておる、そういうところが少なくないわけですね。そこで金融対策としては別に、転換の準備のためのつなぎ資金として国による設備の買い上げ制度、こういうものが必要じゃないかと思ふんですが、これは繊維協定の場合、繊維の買い上げ等もあつたわけですが、その点はどういふふうにお考えになるのか、お伺いします。

○政府委員(莊清君) 輸出産地等では使えなくなつた設備の買い上げ要請というものは、今回のドル・ショック後いろいろわれわれも伺つておるところでございまして、われわれも研究をいろいろやつておりますが、まだ問題が非常にいろいろございまして、結論には達していませんのでございまして。まあ業種がどこまで広がってしまふかというふうな問題もございまして、片一方で政府が設備を補助金のような形で買い上げるとすれば、新増設の許可から設備の登録等、歯どめの措置というものがまた当然なければならぬし、それだけのことを行なうには将来の産地なり業種のビジョンというものが政府も民間もはっきりと確認されて、その線に沿つての措置であるといふふうないろいろな当然に伴う問題もございまして。これらを多くの産地について具体的にどう考えるかという問題がありまして、検討はいたしておりますが、結論には達していません。いろいろ困難な問題が多いということも申し上げざるを得ない実情でございまして。

ただ私どもも、この設備の問題というのは非常に重要な問題であると存じております。現在には御案内のように、産地で設備の共同廃棄を行なう場合には、中小企業振興事業団から八割を無利子で融資するという制度がございまして、三年据え置きを含めて十六年の融資でございまして、無利子で長期の融資でございまして、貨幣価値の下落を念頭に置きますと、相当補助金効果というものがあろうかと存じます。融資ではあるということもございまして。私どもは、現在すでにある制度を、まだほとんど使われておらないのでございまして、もっと効果のある運用に改められるんじゃないかという点を相当勉強して、財政当局とも内々折衝を始めております。これはたとえ融資額も八割でなくて、ひとつ国と県とで全額無利子で貸す、まあメリットが出るわけでございまして。それから、十六年のうち三年の据え置き期間あたりももう少し延ばす。延ばせばその間は利子も払わなくていい、元本も払わなくていいということ、また相当なメリットが出るわけでござい

そこで、運用でございしますが、産地の組合に長期の無利子の融資を行ないまして、たとえば、その設備を全部つづいて廃棄するというふうな方も一部にあるかと思ひますが、そういう方にはまあ設備もいろいろありますが、残存簿価が非常に低い場合でも、その何倍かの金をひとつその人には組合としては中では差し上げる、組合は、県と国に対しては元本の返済はいたしません。そういうふうなことでよろしいではないか。そういうふうな設備を廃棄するわけでございしますから、そういう人たちはも融資を受ける、そういう人たちがその借りた金を、長期の無利子のものをまあ五%とか六%程度で回転ができれば、このためには前向きな構造改善なり転換助成が当然必要でございします。その成果があがってその産地が、残った人たちが前向きにやってくれるということになり、五、六%で無利子の長期資金を回転できれば、その人たちが組合に対して五、六%の金利と考えてそれを納めれば、その納付金で実は元本が返済できるといふことも計算上ははじけるわけでございします。そういう運用も含めまして、ひとつうんとこの事業団のせつかくの融資制度というものを活用するということも含めまして私どもはひとつやってみたい。これはまあ一種の見舞い金的な運用まで踏み切るといふ前提での検討でございします。財政当局とも内々話をしたいと思ひます。ひとつ勉強をいろいろさしていただきたいと思ひます。

それから、ことしの七月一日から発足する海外貿易開発協会により、無利子融資の経済協力というワケがあるため、相手方の資本が参加しなければならぬ。現地合併に限るとか、相手方政府機関からの要請があるとか、条件及び手続が課せられることがいま予想されるわけです。そこで通産省としては、中小企業の海外進出をどのように位置づけ、また、いかなる施策を講ずる考えなのか。その場合、ドル対策法案の対象となるような業種について特例等を考慮する余地はないのか、これにつきまして伺ひます。

○国務大臣(中曾根弘吉) 現在の中小企業を取り巻く環境はなかなか熾烈なものがあつて、それで、環境適応力を強化することを基調としておりますが、その第一は、国際分業に適應する生産構造へのシフトを考へることでありまして、これによつて対先進国あるいは発展途上国との産品の競合度合いの少ない製品を供給する生産構造に転化していくこととございします。政府としては、前回のドル・ショック後に得た中小企業政策審議会の答申をもとに新しい商品の開発、新しいデザインの開発を中核とする知識集約化構造改善事業を今年度より設けることとして、産地ぐるみ、業種ぐるみで中長期の産地、業種ビジョンに立つた構造改善を積極的に進めております。

第二は、中小企業は環境変化に適應して事業の転換や品種の転換を行なう場合に、それを円滑化することとございしますが、第三として、海外への企業進出も考へております。

先進国、発展途上国との関係では、知識集約化や事業の転換を進めることにより環境適応力を強化しなければならぬが、他方、海外諸国からの経済協力の要請を考へると、中小企業が国際的な場で活動することは可能性も十分あり、かつ、評価しなければならぬところであります。通産省としては、本年度より中小企業海外投資協力事業を創設しましたが、その活用をはかるほか、シェトロ、日商等の投資相談業務の充実をはかり、これらによりまして、すぐれた技術、ノウハウ、マネー

それから、ことしの七月一日から発足する海外貿易開発協会により、無利子融資の経済協力というワケがあるため、相手方の資本が参加しなければならぬ。現地合併に限るとか、相手方政府機関からの要請があるとか、条件及び手続が課せられることがいま予想されるわけです。そこで通産省としては、中小企業の海外進出をどのように位置づけ、また、いかなる施策を講ずる考えなのか。その場合、ドル対策法案の対象となるような業種について特例等を考慮する余地はないのか、これにつきまして伺ひます。

○政府委員(庄清吉) この中小企業の構造改善につきましては、三十八年の近代化促進法がございまして、四十四年にいわゆる第二次近代化といつておりますが、産地、主要な業種ごとに政令指定を行ないまして、構造改善計画というものを定めさせた。それに対して金融、税制上の優遇措置を講ずるといふことになつたわけでございします。今回のいわゆる第三近代化といふのは、この構造改善、四十四年の制度を一步進めまして、より具体的に産地ごととその実態に即した構造改善を進められるようにしようといふのが趣旨でございします。従来の構造改善でございしますと、大体運用として全国一本の商工組合をつくつて、そこで構造改善計画をつくらないといふ助成できないということとございしましたが、同一業種というもので実は製品もいろいろ違つておりますし、輸出先等も違うということとございします。地理的にも離れておる。そこで、産地ごとに構造改善計画をまず組めるように改めるというのが第一でございします。

それから、従来はやはり適正生産規模中心の考え方とございしました。今後ともそういう点は必要でございしますし、助成も行なうわけでございしますけれども、今後は特にいわゆる知識集約化の方向での品種の高度化とか、そのための研究とか、デザインの開発とかいう面も非常に大切でございします。そういうものも事業団からの融資の対象に

しようではないか、四十八年度から実はそういうものを、所要資金の八割を無利子で融資するという制度を創設したのもそのねらいからでございします。

具体的には、新製品、デザインの開発、システムの開発研究、それから情報サービス、共同試験検定等々でございしますが、これらのものを助成の対象に取り上げたいと考へております。現に相当数の繊維とか雑貨の組合で、ぜひこの制度に乗つて第三近代化の対象業種として指定を受けて、産地ごと知識集約化の方向での構造改善計画を組みたいといふ名をあげて出てきておるものが相当数でございします。今後この内容をよく見まして、地元県及び業界と思想統一を早急に煮詰めまして、具体的にその施策の対象として取り上げていこうとかうに考へておるところでございします。

○中尾辰義君 次に、中小企業の海外投資のことと申すわけでございしますが、これは現在商工中金におきましては、融資と保証の業務を行なつておられるわけですが、これはあくまでも金融採算ベースでありまして、中小企業を特別に優遇する、そういうものではないわけでありまして、です。このドル対策法案の対象となつておる業種の海外進出につきまして特例を設け、融資条件などを緩和する、そういうような必要はないか、それが一つです。

○中尾辰義君 次に、中小企業の海外投資のことと申すわけでございしますが、これは現在商工中金におきましては、融資と保証の業務を行なつておられるわけですが、これはあくまでも金融採算ベースでありまして、中小企業を特別に優遇する、そういうものではないわけでありまして、です。このドル対策法案の対象となつておる業種の海外進出につきまして特例を設け、融資条件などを緩和する、そういうような必要はないか、それが一つです。

○中尾辰義君 次に、中小企業の海外投資のことと申すわけでございしますが、これは現在商工中金におきましては、融資と保証の業務を行なつておられるわけですが、これはあくまでも金融採算ベースでありまして、中小企業を特別に優遇する、そういうものではないわけでありまして、です。このドル対策法案の対象となつておる業種の海外進出につきまして特例を設け、融資条件などを緩和する、そういうような必要はないか、それが一つです。

○中尾辰義君 次に、中小企業の海外投資のことと申すわけでございしますが、これは現在商工中金におきましては、融資と保証の業務を行なつておられるわけですが、これはあくまでも金融採算ベースでありまして、中小企業を特別に優遇する、そういうものではないわけでありまして、です。このドル対策法案の対象となつておる業種の海外進出につきまして特例を設け、融資条件などを緩和する、そういうような必要はないか、それが一つです。

ふうな研究テーマがございます。あるいは兵庫県のあかばん、福井県のめがねワク等々におきまして、いずれもデザインの開発あるいは品種転換というふうなことで、業界で共同して知識集約化事業に乗り出そうというふうな例がございます。いま申し上げました例は必ずしも業界の確定した計画ではございませんので、まだこれから十分お話を聞きながら詰めていきたいというふうに思っております。

○中尾辰義君 これで終わりますが、最後にこれは保証協会のほうですが、信用保証協会の保証料ですね、これは各保証協会ごとにずいぶん差があるようです。保証料は安いところが群馬の保証協会一・〇七％、高いところは一・三八％、その間だんだんこれはあるわけですが、こういうふうな保証協会の保証料が各県別にずっと違っています。金融を受ける側としては、保証協会の保証をもらって市中銀行から借りると、こういうことになる。すると、保証料と銀行の金利と両方負担がかかってくるわけですが、この保証料というのはなんですか——そうそう沖繩が一番高い、沖繩が一・五％になってますよね。これは保証協会がかつてにきめられておるのか。こういうものはやはり銀行金利も一応は基準もあるわけですが、その辺は何とかこれを平らかにならないものか。こういうでこぼこを、これを平らかになるようなことをあなた方は考えないのですか、いかがですか。

○政府委員(莊清君) 以前から、全国一本の保証料というものはできないだろうかという御意見が方々であることはよく承知いたしておりますが、無理に一本にするというの、やはり無理な面があるようにございます。御案内のように、保証協会というのは、各県が地元金融機関の協力も得、県費も組みまして育ててきたということでございます。国が再保険のための制度をつくってバックアップしておるところでございまして、どうして各県の援助の差もございまして、地域の実情も経緯もございまして、なかなか直ちに一本になりません。

ただ、あまり大きな差があるということは決して好ましいことではございませんので、政府のほうでは、信用保証公庫に融資基金というものの出資を行なっております。四十八年度も百億行なっておりますが、これを県の保証協会のほうに低利で融資をして助成をしておるわけでございます。が、その運用を通じて、各協会の経営基盤はどうであるかというふうなことも十分見まして、また、各県のほうで助成措置を講ぜられる場合には、それを国のほうでもまたバックアップをして差し上げるといふような見地を入れてまして、この融資基金というものの運用をやっております。現在、約九百億円この出資金がございまして運用しておるわけでございますが、これを通じて、各県とひざを交えて話し合いの上で保証料率の引き下げなり、あるいは著しく高いものは正というところに年々つとめてまいったわけでございます。

相当格差があるという御指摘でございました。確かにそういう面がございますが、ことし予算措置を講じて四月一日から保険料を下げ、保証料もまた下げることにしたわけでございます。が、一番広く利用されております普通保険について申し上げますと、各県の信用保証協会の料率でございまして、一・四％をこえるような高いところというのはまあ全然なくなつた、著しく高いところはこれを削り落としまして、大体似たり寄つたりの水準まで持ってくるのが今回できたかと思っております。

今後、やはり県の助成強化もわれわれ要請したいと思ひますが、それを引き出すためにも、保険公庫に対する融資基金の充実とその運用とということに十分配慮をしてみたいと考えております。

○中尾辰義君 それで長官、高いのはどういう理由で高いのか、安いのはどういう理由で安くしてあるのか、その辺、もうちょっと鮮明に説明してください。

○政府委員(原山義史君) 一番高いところは実は沖繩でございますが、沖繩につきましては非常に経営基盤がまだ強化されてない、非常に特殊な事情があるかと思ひます。そのほか、いろいろ先ほど長官からも申し上げましたが、その料率の違う理由はいろいろあると思うのです。経営基盤とか、地方公共団体の援助の差であるとか、地域の特性というふうなことで違つておるというふうに申し上げましたけれども、何と申しまして非常に大きい県、非常に中小企業者あるいは保証利用者の大きいところは、やはり大数法則によつて危険が分散されるといふ点があるかと思ひますが、非常に小さくて利用されるのが非常に少額であるというふうなところは、やはり経費がかかりコストがかかる、あるいは大数法則による事故率のばらつきが、ときにはフレが大いというふうな点があるかと存じます。こういう点につきましても考慮いたしまして、今後、融資基金の配分等で、国のほうとしても援助の手を差し伸べていきたいというふうに思つておるところでございます。

○委員長(佐田一郎君) ほかに御発言がなければ、両案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会

昭和四十八年七月十九日印刷

昭和四十八年七月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

H